

# 第3次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画

平成24年10月

名古屋港管理組合

# 目 次

	頁
1 はじめに .....	1
2 基本的事項 .....	2
(1) 目的	
(2) 基準年度	
(3) 期間	
(4) 対象とする事務・事業及び取組機関	
(5) 対象とする温室効果ガス	
(6) 取組の推進	
(7) 結果の公表	
3 対象とする事務・事業の考え方 .....	3
4 取組の目標 .....	3
5 具体的な取組 .....	6
6 実行計画の見直し .....	10

## 1 はじめに

地球温暖化問題の国際的な取組として、平成9年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス総排出量の削減目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。このため、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、地方公共団体は温室効果ガス排出の抑制のための措置に関する計画を策定することが義務づけられました。

本組合では、平成14年3月に「名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成14年度～平成18年度）を策定し、この実行計画に基づき温室効果ガス排出削減に向け積極的な取り組みを始めました。

平成19年4月には「第2次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、さらなる温室効果ガスの削減をめざし、平成17年度を基準とし5.0%削減を目標に取り組みました。本組合が所有する船舶を売却したこともあり、平成23年度は27.6%削減と目標を達成しました。また、船舶売却による影響を除いても、10.9%削減となりました。

地球温暖化に起因する気候変動は、農作物への被害、渇水・洪水リスクの増大や海面水位の上昇などに大きく影響しているとされ、ひいては人々の社会経済活動、生活基盤に対し、我々がこれまでに経験したことのない深刻な影響を与えることが懸念されており、温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減に向けて努力していく必要があります。

平成21年4月には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法（改正省エネ法）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正法（改正温対法）が施行され、地方公共団体を含めた事業者は、さらなるエネルギー対策、地球温暖化対策の強化が求められることとなりました。

このような情勢の中で、本組合は、取組の一層の推進を図るため、温室効果ガス排出量の削減目標や取組内容の見直しを行い、「第3次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、引き続き、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいきます。

## 2 基本的事項

### (1) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3に規定する、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として策定したものです。

本組合が率先的な取組を行うことにより地域の模範となり、温室効果ガスの排出の削減を図り、環境への負荷低減を目指します。

### (2) 基準年度

基準年度は、平成23年度とします。

### (3) 期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

### (4) 対象とする事務・事業及び取組機関

ア 本組合が直接行う全ての事務・事業を対象とします。

ただし、防災活動の燃料等は除きます。

イ 取組機関は、本組合の全ての機関とします。

### (5) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定する次の5物質とします。

- 二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）
- メタン（ $\text{CH}_4$ ）
- 一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）
- ハイドロフルオロカーボン（ $\text{HFC}$ ）
- 六ふっ化硫黄（ $\text{SF}_6$ ）

### (6) 取組の推進

ア 効果的な推進

取組に当たっては、取組内容や削減する数値目標を定め（PLAN）、これに基づいた行動を実践し（DO）、その結果を点検し（CHECK）、継続的な改善を図る（ACTION）という考え方にに基づき推進します。

イ 港湾施設使用者及び工事請負者に対する協力要請

本組合の事務・事業における環境保全に配慮した取組を、港湾施設使用者及び工事請負業者に理解を求め、環境負荷低減の協力要請をします。

(7) 結果の公表

実施状況の結果については、温室効果ガス排出量及び進捗状況の評価を毎年公表します。

温室効果ガスの排出量においては、法施行令第3条及び第4条により算定します。

### 3 対象とする事務・事業の考え方

「本組合が直接行う全ての事務・事業」とは、本組合の職員が直接使用、運用及び維持管理を行い、「取組の目標」、「具体的な取組」の対象とする事務・事業です。

これまでの計画では、防災活動時の燃料の使用を対象としていましたが、本実行計画では、温室効果ガスの削減に必要な措置を講ずることが困難であることや、自らの環境に配慮した取組効果を明確にするため、対象としていません。

### 4 取組の目標

本組合の事務・事業を行うに当たり、環境に配慮した取組の目標（表1）を定めるとともに、取組が積極的に推進されるよう、目標年度における事務、事業全体から排出する温室効果ガスの総排出量の削減目標（表2）を設定します。

表1 環境に配慮した取組の目標

項目	細項目	目標（平成28年度）	基準年度（平成23年度）
1 財やサービスの購入・使用に関する取組	(1) 低公害車の購入	「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による調達目標 100%	(公用車の購入実績0台)
	(2) 燃料使用量	公用車 5%削減	ガソリン 36 kl/年 軽油 2.7 kl/年 天然ガス 2.5 千m <sup>3</sup> /年
		船舶 5%削減	ガソリン 20 l/年 軽油 70 kl/年
	(3) コピー用紙の使用量	基準年度の数値以下	13.2 t/年
	(4) 用紙類の購入	(コピー用紙) 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による調達目標 基準年度の水準を維持	(コピー用紙) 100%
(印刷物等) 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による調達目標 100%		(印刷物等) 98%	
(5) 環境保全型製品 (エコ商品)の購入率	「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による調達目標 100%	98%	
2 建築物の建築、維持管理等に当たっての取組	(1) 工事副産物の再利用	(建設発生土) 基準年度の水準を維持	100%
		(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊) 基準年度の水準を維持	100%
3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への取組	(1) 電気使用量	事務 5%削減	事務 247 万kwh/年
		事業用施設 5%削減	事業用施設 204 万kwh/年
	(2) ガス、石油等の燃料使用量	5%削減	重油 29 kl/年 都市ガス 1.9 千m <sup>3</sup> /年 LPG 46 m <sup>3</sup> /年 灯油 40 l/年
	(3) ハイドロフルオロカーボン(HFC)などの代替物質を使用した製品等の購入・交換	適切な購入・交換	公用車 0.65 kg/年
	(4) 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の回収・破壊	適切な回収・破壊	変圧器・コンデンサー 0.39 kg/年
	(5) 水道使用量	基準年度の数値以下	1.9 万m <sup>3</sup> /年
	(6) 廃棄物の減量化	(廃棄物の量) 基準年度の数値以下	11 t/年
(可燃ごみの量) 基準年度の数値以下		6.9 t/年	
(7) 紙類のリサイクル率	基準年度の数値より5%向上	78%	

※ 前計画の取組結果と基準年度（平成23年度）の数量は、対象とする事務・事業の範囲や算定方法が異なるため一致しません。

特に、紙類のリサイクル率（ $\frac{\text{紙類のリサイクル量}}{\text{紙ごみ量} + \text{紙類のリサイクル量}}$ ）の算出について、前計画は、紙ごみ量を1.5kg/袋として計算していましたが、本計画は、紙ごみ量の実測が可能になったため実重量で計算しています。

温室効果ガスの総排出量の削減に係る項目を示します。

表2 温室効果ガスの総排出量の削減に係る目標（平成28年度）

電気・燃料の使用、自動車の運行・船舶の航行等に伴って排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を平成28年度において、平成23年度の排出量から5%削減します。

## 【参考】

平成23年度において、本組合が直接行った全ての事務・事業（他者に委託して行う事務・事業を除く。）から排出された温室効果ガスの排出量は、表3のとおりです。

表3 温室効果ガスの総排出量（平成23年度）

（単位：トン／年）

種類 活動内容	二酸化炭素	メタン		一酸化二窒素		ハイドロフルオロカーボン		六ふっ化硫黄		CO <sub>2</sub> 換算量の合計
	排出量	排出量	CO <sub>2</sub> 換算量	排出量	CO <sub>2</sub> 換算量	排出量	CO <sub>2</sub> 換算量	排出量	CO <sub>2</sub> 換算量	
電気・燃料の使用	2,214	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	-	2,214 (88.0%)
自動車の運行 船舶の航行	276	0.02	0.48	0.01	4.4	<0.01	0.85	-	-	282 (11.2%)
電気設備機器 の設置	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	9.2	9.2 (0.37%)
浄化槽の設置	-	0.29	6.0	0.01	3.5	-	-	-	-	9.5 (0.38%)
合計	2,490 (99.0%)	0.31	6.5 (0.26%)	0.02	7.9 (0.31%)	<0.01	0.85 (0.03%)	<0.01	9.2 (0.37%)	2,515 (100%)

注1 総排出量は、法施行令第3条及び第4条により算定しました。また、電気の二酸化炭素排出係数は、実排出係数を使用して算定しました。

注2 前計画の数量とは、対象とする事務・事業の範囲が異なるため一致しません。

注3 端数処理のため、合計は一致しません。

## 5 具体的な取組

取組項目	取組事項	個別具体的な取組	
1 財やサービスの購入・使用に関する取組	(1) 低公害車・低燃費車の導入	ア 公用車の購入に当たっては、低公害性能、低燃費性能、価格、日常管理などを考慮し、より環境に配慮した車両を積極的に導入します。	
	(2) 公用車の台数の見直し	ア 公用車の使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行います。	
	(3) 公用車の燃料使用量の削減	ア	できる限り公共交通機関等を利用し、自動車の使用を自粛するよう努めます。
		イ	公用車の効率的な管理に努め、低燃費車を優先的に使用します。
		ウ	暖機運転はしません。停車時はエンジンを切るように努めます。
		エ	走行時は、急発進、急ブレーキを避け、経済速度による運転に努めます。
		オ	カーエアコンの使用を控えめにします。
		カ	タイヤの空気圧調整等の定期的な車両点検・整備を行います。
	(4) 自転車の活用	ア 短距離の移動手段として自転車を積極的に活用します。	
	(5) 船舶の燃料使用量の削減	ア 経済運航に努めます。	
	(6) 省エネ型機器の選択	ア O A機器、電気製品の購入、更新に当たっては、省エネルギー型のものを導入します。	
	(7) 用紙類等の使用量の削減	ア	パソコンやプロジェクターを使用したペーパーレス会議を推進します。
		イ	会議資料の簡素化、縮小化、共有化を徹底します。
		ウ	事務手続の情報化、ペーパーレス化を図ります。
		エ	両面印刷、両面コピーを徹底します。
オ		使用済み用紙の裏面を有効活用します。	
カ		使用済み封筒の再使用に努めます。	
キ		文書ファイルの適正管理、共有化を進め、個人の文書ファイルは必要最小限に抑制します。	



取組項目	取組事項	個別具体的な取組	
	(8) 再生紙の使用拡大	ア コピー用紙については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による総合評価値80以上のものを購入します。	
		イ 印刷物については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」による総合評価値80以上のものを購入します。	
		ウ トイレットペーパーなどの衛生用紙は、古紙パルプ配合率100%のものを購入します。	
	(9) 環境に配慮した事務用品・機器等の率先購入	ア エコマーク・グリーンマーク等の環境ラベルの付いた文房具類を購入します。	
		イ 詰め替え可能な製品を購入し、使い捨て商品、リサイクルしにくい製品の購入を控えます。	
	(10) 備品等の有効利用	ア 備品等の効率的管理により、回収、再利用に努めます。	
		イ 図書の共用利用に努めます。	
	(11) 新聞・雑誌及び印刷物の有効利用による購入量の削減	ア 新聞・雑誌は、購入部数の削減を図ります。	
		イ 印刷物の整理・統合を図り、印刷部数等の削減を図ります。	
	(12) その他	ア 貸与被服については、素材に廃ペットボトルの再生品等を用いたものの購入に努めます。	
	2 建築物の建築、維持管理等に当たっての取組	(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材の選択等	<p>ア 発注工事における建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を適切に再利用するように努めます。</p> <p>イ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷の少ない建設資材の使用、建設資材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生材等）に努めます。</p> <p>ウ 建設機械については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、排出ガス・騒音を抑制する低公害型建設機械の採用に努めます。</p> <p>エ 廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに、廃棄物の適正な処理を行います。</p> <p>オ 製品購入の際には、できるだけハイドロフルオロカーボン（HFC）等を使用していない製品や代替物質を使用した製品、地球温暖化への影響の小さい製品を選ぶように努めます。</p>

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(2) 温室効果ガスの排出の少ない材料・設備機器の選択等	カ ハイドロフルオロカーボン（HFC）等を使用している製品を廃棄する場合は回収に努めます。
		ア 省エネルギータイプの設備機器類の採用を極力図ります。
	(3) 建築物の建築等に当たってその他の環境配慮の実施	イ 新技術、新工法の情報収集に努めます。
		ア グリーン化技術を積極的に検討し、省CO <sub>2</sub> 化に努めます。
		ア 太陽光・風力等自然エネルギーの活用を検討します。
	(4) 自然エネルギーの有効利用	イ 施設建設の具体的な検討をすすめ、導入を推進します。
		ウ 風力発電所については、効率的な運用管理を行います。
		ア 節水型水栓等の節水機器の採用に努めます。
	(5) 水利用の合理化	ア 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を検討します。
		イ 環境に配慮した港湾緑地の整備を推進します。
(6) 自然環境の保全と推進	ア 施設の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直しを行います。	
	イ アスベストの管理を行います。	
3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への取組	(1) エネルギー使用量の削減	ア 執務室等の空調温度の適温化に努めます。
		イ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底します。
		ウ 勤務時間以外は特別な事情のない限り消灯します。
		エ 勤務時間中も不要な照明機器の消灯に努めます。
		オ 時間外勤務時は必要な場所以外は消灯します。
		カ 庁舎の夜間照明については、必要最小限の時間とします。
		キ OA機器の未使用時は電源を切るか、節電・省電力モードへの切替を行います。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
		ク 湯沸し器の種火は、未使用時には消します。
		ケ 夏期期間中はノーネクタイ・軽装を励行します。
		コ エレベーターの使用を控えます。
		サ 時間外勤務の縮減に努めます。
	(2) 事業用施設におけるエネルギー使用量の削減	ア 使用していない施設の照明機器の消灯に努めます。
		イ 施設内の屋外照明は、照度・照射方向の適正化、時間帯の縮減、一部消灯を図ります。
		ウ エネルギー効率の高い照明器具に随時更新するよう努めます。
		エ 施設内の節電に努めます。
		オ 太陽光・風力等自然エネルギーの活用を検討します。
	(3) ハイドロフルオロカーボン(HFC)などの代替物質を使用した製品等の購入・交換等	ア 空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、地球温暖化への影響の小さい機器の導入に努めます。
		(4) 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の回収・破壊等
	(5) 庁舎等における節水の推進	ア 水道水圧の調節、トイレ用水の水量調節、日常における節水の励行等により、庁舎等における水道水の使用量削減に努めます。
		イ 公用車の洗車に当たっては、無駄がないよう努めます。
	(6) 廃棄物の発生の抑制	ア 廃棄物となるものを持ち込まず、生じたものは発生元へ返します。
(7) 廃棄物の減量とリサイクルの促進	ア 紙類の回収箱・シュレッダーを利用し、紙の再利用を図ります。	
	イ トナーカートリッジ、インクリボンなど、製品の再生利用を促進します。	
(8) 温室効果ガスの廃棄時等の適切な処理	ア フロンの廃棄時等、大気への漏出に注意を払い、適切な処理を行います。	

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
4 職員に対する研修等	(1) 職員の地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供	ア 実行計画を全職員に周知し、地球温暖化対策の推進について意識の向上を図ります。
		イ 庁内LAN等により環境に関する最新の情報を提供するとともに、職場・職員の意見を聴取します。
		ウ 職員研修に環境に配慮した取組のカリキュラムを採り入れます。
	(2) 地球温暖化対策に関する職員の積極的参加	ア 国等が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策への職員の積極的な参加に便宜を図ります。

温室効果ガスの総排出量の削減に係る項目を示します。

## 6 実行計画の見直し

実施状況の結果を踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しを行います。

### 履歴

平成 14 年 3 月 1 日 策 定  
 平成 15 年 2 月 14 日 一部変更  
 平成 19 年 4 月 1 日 改 定  
 平成 20 年 4 月 1 日 一部変更  
 平成 24 年 10 月 1 日 改 定